

# 防災教育の推進

- 実際の災害対策の現場や、避難所で使う資機材を見学
- 区民に対し、防災講和に加え避難所開設時の受付業務体験を実施
- 防災に関連する事業者を集い、区民参加型の防災イベントを開催



▲防災イベントではしご車体験の様子



▲小学生に向けて避難所生活の出前授業を行う様子



▲避難所開設時の受付業務体験の様子



▲避難所開設訓練での説明の様子

# 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

- ・避難確保計画作成対象施設あてに通知文を送付し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告を依頼した。
- ・現時点で避難確保計画作成率は94%であり、全施設作成に向け依頼を続けていく。

6 板危管第 336 号  
令和 6 年 11 月 12 日

要配慮者利用施設 管理者 様

板橋区危機管理部防災危機管理課長  
森 康琢  
(公印省略)

避難確保計画に基づく避難訓練の実施及び報告について (依頼)

平素より当区の防災業務についてご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。  
平成 29 年及び令和 3 年の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定区域内（河川氾濫時に浸水が想定される区域）又は土砂災害警戒区域に位置する社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の管理者等は、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施・報告」が義務付けられています。  
つきましては、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 避難確保計画の作成について  
貴施設におかれましては、すでに避難確保計画を作成・提出していただいております。作成済みの計画を変更した場合には、区へ再提出いただきますようお願いいたします。  
※避難確保計画様式及び作成要領については板橋区 HP よりダウンロードしてください。
- 避難訓練の実施及び区への報告について  
水防法及び土砂災害防止法の改正により、作成した避難確保計画に基づく避難訓練を原則年 1 回以上実施し、その結果を市町村长へ報告することが義務となっています。  
また、訓練実施後は速やかに訓練実施報告書をご提出ください。  
※訓練実施報告書様式については、板橋区 HP よりダウンロードし作成、提出してください。
- 各種様式等掲載場所  
板橋区 HP <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/1014933.html>
- その他  
国土交通省関東地方整備局により「避難訓練の支援ツール」が作成・公表されております。訓練実施の際の参考資料としてご活用ください。  
関東地方整備局 HP <https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000029.html>
- 計画及び訓練実施報告書の提出先  
板橋区 危機管理部 防災危機管理課 計画推進係 佐藤  
TEL : 03-3579-2159 FAX : 03-3963-0150  
E-Mail : [kk-keisui@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:kk-keisui@city.itabashi.tokyo.jp)  
郵送 : 〒173-8501 (住所不要) 防災危機管理課 宛  
窓口 : 板橋区役所 南館 4 階 25 番窓口

6 板危管第 336 号  
令和 6 年 11 月 12 日

避難確保計画が未作成となっている  
要配慮者利用施設 管理者 様

板橋区危機管理部防災危機管理課長  
森 康琢  
(公印省略)

避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について (依頼)

平素より当区の防災業務についてご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。  
平成 29 年及び令和 3 年の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定区域内（河川氾濫時に浸水が想定される区域）又は土砂災害警戒区域に位置する社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の管理者等は、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施・報告」が義務付けられています。  
貴施設におかれましては、令和 6 年 10 月末時点で避難確保計画が作成・提出されておらず、早急作成し、ご提出いただきますようお願いいたします。  
なお、既に提出いただいている場合には、お手数をおかけしますが区担当へご連絡をお願いいたします。

記

- 避難確保計画の作成について  
(1) 避難確保計画とは  
水害又は土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。  
(2) 区への報告  
避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を区へ報告する必要があります。  
(3) 避難確保計画様式及び作成要領  
避難確保計画様式及び作成要領については、区 HP よりダウンロードし、作成、提出してください。
- 避難訓練の実施及び区への報告について  
水防法及び土砂災害防止法の改正により、作成した避難確保計画に基づく避難訓練を原則として年 1 回以上実施し、その結果を市町村长へ報告することが義務となっています。  
訓練実施報告書様式については、区 HP よりダウンロードし、作成、提出してください。

掲載所  
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/1014933.html>

提出種別	提出期限
作成(変更)報告書	令和 6 年 12 月 8 日(金)【厳守】
報告	訓練実施後、速やかにご提出ください。

ご提出いただけない場合には、区から施設長様あてに直接ご連絡いたします。

国土交通省関東地方整備局により「避難訓練の支援ツール」が作成・公表されております。参考資料としてご活用ください。  
P <https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000029.html>

訓練報告書の提出先  
課長 防災危機管理課 計画推進係 佐藤  
TEL FAX : 03-3579-2159  
[kk@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:kk@city.itabashi.tokyo.jp)  
01 (住所不要) 防災危機管理課 宛  
〒173-8501 南館 4 階 25 番窓口

避難確保計画作成済み施設宛

避難確保計画未作成施設宛



# 地域別防災マップを活用した訓練の実施

「地域別防災マップ」作成後は、消防、警察、気象庁と連携し、水災害のリスクを正しく認識し、自らの命を守る行動について地域住民が学ぶ避難訓練を実施している。地域住民が主体的に訓練実施を継続できるように、区が働きかけながら支援していく。



ワークショップの様子



戸別訪問・避難の呼びかけ訓練実施状況

## 【訓練の成果・課題】

地域によってはすべての避難ルートに危険が伴う場合が想定される。

台風最接近時でなく事前の避難が必要なことや、各避難ルートのリスクについて情報を共有することが重要であるとの認識を参加者の間で共有した。